

○令和 4 管理年度知事管理漁獲可能量について

令和 4 年 3 月 25 日公表
 令和 4 年 5 月 2 日一部変更
 令和 4 年 5 月 24 日一部変更

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 25 日公表のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 4 管理年度における同条第 1 に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 4 年 5 月 24 日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前													
第一 くろまぐろ（小型魚） 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>53.4</u> トン 2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。		第一 くろまぐろ（小型魚） 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>52.8</u> トン 2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>53.4</u> トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td><u>53.4</u> トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>53.4</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>53.4</u> トン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>52.8</u> トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td><u>52.8</u> トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>52.8</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>52.8</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量														
北海道漁獲可能量	<u>53.4</u> トン														
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>53.4</u> トン														
知事管理区分	知事管理漁獲可能量														
北海道漁獲可能量	<u>52.8</u> トン														
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>52.8</u> トン														
第二 くろまぐろ（大型魚） 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 369.5 トン 2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。		第二 くろまぐろ（大型魚） 一 知事管理漁獲可能量 1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 369.5 トン 2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td>369.5 トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td>369.5 トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	369.5 トン	北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	369.5 トン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td>369.5 トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td>369.5 トン</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	369.5 トン	北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	369.5 トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量														
北海道漁獲可能量	369.5 トン														
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	369.5 トン														
知事管理区分	知事管理漁獲可能量														
北海道漁獲可能量	369.5 トン														
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	369.5 トン														
第三～第七（略）		第三～第七（略）													